

兵高教組

2020年3月18日

## 調査情報 31号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185

URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail: [honbu@hyogo-kokyoso.com](mailto:honbu@hyogo-kokyoso.com)

# 特別休暇の適用、非常勤職員の勤務の確保など、趣旨に沿って適切に 困難な状況での教育活動を支えるために財政措置を含む支援を

休校措置が延長されました。休校とする科学的・客観的な根拠の説明は、いまだにありません。先の見通しも示されない中で不安な毎日を送る学校現場からは「特別休暇のことが、学校で説明されない」「非常勤の人が自宅待機になっているが、なんとかならないのか」「休校措置がさらに延びることはあるのか」「郵送費や家庭訪問の旅費など、学校への財政的な支援はないのか」など、いくつも問い合わせが組合に寄せられています。

国は、労働組合などから出される様々な要求に対して、後追いのような形で次々と通知等を出しています。これを受けて県教委も、この特別な状況に対する特別な対応について各校に周知しています。

ただ、詳しいことが伝わっていなかったり、通常通りの運用をしようとして特別な対応になっていなかったりというような学校もあります。

また、休校措置の延長によって各校での教育活動はさらに困難さを増しています。

高教組は、兵庫教組とともに、県教委に対して改めて要求書を提出して、学校の教育活動を支えるための財政措置を含む支援と、これまでの特別な措置の周知などを求めています。

## 学校や保育園、幼稚園などが休みになって 子の世話をしなければならない場合

### ⇒ 特別休暇（非常勤職員も対象）

災害・交通途絶の場合の特別休暇を適用することとされています。通知は3月2日付です。年休や子育て支援休暇等を使っていた場合は、遡ってこの特別休暇とすることができます。

他の休暇等を先に取らないといけないというような条件は何もありません。期間は「必要と認められる期間」で、日数や時間数の限定はなく、取得単位は1日単位、半日単位、1時間単位です。

総務省は特別休暇の取り扱いについて「適切な対応について」という追加の通知まで出しています。休暇を適切に取得させてくださいよ、と言っているわけです。管理職には、趣旨に沿って特別休暇の取得を促進することが求められます。一人ひとりの子どもには、それぞれの事情・状況があります。管理職が特別休暇の適用に難色を示す場合は、他に子の世話をする者がいないことや子の世話をするための理由を丁寧に説明して、よく相談してください。

この特別休暇は非常勤職員にも同様に適用されます。報酬等の減額はされません。

## 発熱等の風邪症状が見られる場合

### ⇒ 特別休暇（非常勤職員も対象）

職員本人または親族に発熱等の風邪症状が見られる場合も、同じ特別休暇が適用されます。

## 非常勤教職員の勤務・報酬の確保等について

### ⇒ 業務をおこなって報酬を支給（業務内容の変更も可）

「国の方針を踏まえて」ということが各校に周知されています。国の通知は「本人の同意を得て業務内容を変更」することにも言及しています。

業務をして報酬を支払うということを当該職員にきちんと伝え、本人の意向に沿って対応する必要があります。本人に働く意志があるのに、意向の確認もせずに「申し出がないから」などと一方的に業務をさせないのは、国の通知、県の方針に反します。（ちなみに労基法は、使用者の責任による休業について、休業手当の支払い義務を使用者に課しています）

何か問題があれば、職場の分会もしくは高教組本部へご相談ください。

## 学校に対して、財政措置を含む支援が必要

休校が延びたことによって、教育活動に様々な困難が生じています。各校で知恵を出して対応されていることでしょう。

児童・生徒宅への郵送費や家庭訪問の旅費など、通常であればかからない経費が必要となる場合もできます。

高教組は、感染防止対策や児童・生徒の学習権保障のために学校現場が速やかに対応できるよう、学校からの意見・要望を十分に聞いて実情を把握すること、必要な財政措置等を緊急におこなうことを、県教委に対して求めています。

国が推奨する在宅勤務、時差出勤は実施されていません。妊娠している人や重症化のリスクがある持病のある人、自宅での介護等にも特別休暇を適用するよう求めています。現時点で認められていません。

臨時休業期間中は長期休業期間中と同様に職場を離れての研修が可能、ということを確認しています。

# 教職員の生活と権利を守る高教組へ、あなたもぜひ！